

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	契約の相手方の 法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団	京都府京都市左京区聖護院川原町53	2130005015689	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	1,430,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	2	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人実験動物中央研究所	神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番12号	9020005009695	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	178,576,700	-	-	公益財団法人	国所管	83	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益社団法人日本医師会	東京都文京区本駒込2丁目28番16号	5010005004635	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	98,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	86	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	88,899,720	-	-	公益財団法人	国所管	13	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	84,929,650	-	-	公益財団法人	都道府県所管	41	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	65,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	5	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	65,000,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	29	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	60,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	2	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人宮城県対がん協会	宮城県仙台市青葉区上杉5丁目7番30号	4370005003387	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	60,000,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	2	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人実験動物中央研究所	神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番12号	9020005009695	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	45,500,000	-	-	公益財団法人	国所管	3	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	41,600,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	2	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	40,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	2	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	40,000,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	13	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	32,500,000	-	-	公益財団法人	国所管	6	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	29,900,000	-	-	公益財団法人	国所管	74	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人榊原記念財団 附属榊原記念病院	東京都府中市朝日町三丁目16番1号	5011105004756	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	29,900,000	-	-	公益財団法人	国所管	17	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	26,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	118	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	26,000,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	25	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	20,800,000	-	-	公益財団法人	国所管	308	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	19,500,000	-	-	公益財団法人	国所管	28	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	19,500,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	6	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	18,200,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	120	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	17,940,000	-	-	公益財団法人	国所管	6	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	16,900,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	146	

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	契約の相手方の 法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人微生物化学研究会	東京都品川区上大崎3丁目14番23号	3010705001652	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	15,600,000	-	-	公益財団法人	国所管	67	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人実験動物中央研究所	神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番12号	9020005009695	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	15,523,300	-	-	公益財団法人	国所管	83	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人微生物化学研究会	東京都品川区上大崎3丁目14番23号	3010705001652	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	14,820,000	-	-	公益財団法人	国所管	56	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	13,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	62	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	13,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	35	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	13,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	124	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	10,010,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	31	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	9,049,950	-	-	公益財団法人	国所管	13	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	8,320,000	-	-	公益財団法人	国所管	18	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	6,240,000	-	-	公益財団法人	国所管	24	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	4,550,000	-	-	公益財団法人	国所管	118	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人高輝度光科学研究センター	兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1番1号	3140005020349	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	2,860,000	-	-	公益財団法人	国所管	118	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人東京医科学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	2,600,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	5	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人結核予防会 複十字病院	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	1,950,000	-	-	公益財団法人	国所管	118	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人微生物化学研究会	東京都品川区上大崎3丁目14番23号	3010705001652	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	1,600,000	-	-	公益財団法人	国所管	36	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人結核予防会 複十字病院	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	1,462,500	-	-	公益財団法人	国所管	18	
委託研究開発契約	令和4年4月1日	公益財団法人慈愛会 今村総合病院	鹿児島県鹿児島市鴨池新町11番2号	6340005006218	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	1,300,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	118	
委託研究開発契約	令和4年4月11日	公益財団法人田附興風会医学研究所 北野病院	大阪府大阪市北区陽町2丁目4番20号	3120005014897	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	78,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	18	
委託研究開発契約	令和4年5月20日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	1,170,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	1	
委託研究開発契約	令和4年5月20日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	29,900,000	-	-	公益財団法人	国所管	19	
委託研究開発契約	令和4年5月20日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	6,500,000	-	-	公益財団法人	国所管	48	
委託研究開発契約	令和4年5月20日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	6,500,000	-	-	公益財団法人	国所管	18	
委託研究開発契約	令和4年5月23日	公益財団法人名古屋産業科学研究所	愛知県名古屋市中区栄2丁目10番19号	8180005014598	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	24,696,932	-	-	公益財団法人	国所管	6	
委託研究開発契約	令和4年6月24日	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	15,600,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	38	

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の 住所	契約の相手方の 法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
委託研究開発契約	令和4年7月19日	公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都清瀬市松山三丁目1番24号	2010005015593	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	29,250,000	-	-	公益財団法人	国所管	3	
委託研究開発契約	令和4年9月1日	公益財団法人田附興風会医学研究所 北野病院	大阪府大阪市北区扇町二丁目4番20号	3120005014897	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	91,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	38	
委託研究開発契約	令和4年9月1日	公益財団法人神戸医療産業都市推進機構	兵庫県神戸市中央区港島南町2丁目2番先端医療センター内	5140005020322	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	9,750,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	7	
委託研究開発契約	令和4年9月16日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	13,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	61	
委託研究開発契約	令和4年9月16日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	13,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	53	
委託研究開発契約	令和4年9月16日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	13,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	53	
委託研究開発契約	令和4年9月16日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	13,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	30	
委託研究開発契約	令和4年9月16日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	13,000,000	-	-	公益財団法人	国所管	38	
委託研究開発契約	令和4年9月16日	公益財団法人東京都医学総合研究所	東京都世田谷区上北沢2丁目1番6号	8010905002470	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	12,090,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	37	
委託研究開発契約	令和4年10月1日	公益財団法人実験動物中央研究所	神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番12号	9020005009695	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	165,750,000	-	-	公益財団法人	国所管	2	
委託研究開発契約	令和4年10月14日	公益財団法人いわて産業振興センター	岩手県盛岡市北飯岡2丁目4番26号 岩手県先端科学技術研究センター2階	7400005000205	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	15,220,861	-	-	公益財団法人	都道府県所管	2	
委託研究開発契約	令和4年10月19日	公益財団法人がん研究会	東京都江東区有明3丁目8番31号	1010605002372	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	10,400,000	-	-	公益財団法人	国所管	11	
委託研究開発契約	令和4年10月25日	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構	岡山県倉敷市美和一丁目1番1号	7260005003230	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	23,235,602	-	-	公益財団法人	都道府県所管	2	
委託研究開発契約	令和4年12月2日	公益財団法人川崎市産業振興財団 ナノ医療イノベーションセンター	神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番14号	7020005009854	公募採択課題であり、当該相手方以外、契約の目的を達することができないため (会計規程第34条第1項)	-	2,000,000	-	-	公益財団法人	都道府県所管	27	

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。